

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 3 1 日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第12条第 1 項
処 分 の 概 要：行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： - 古物営業法第11条第 2 項（行商従業者証） - 古物営業法第12条第 1 項（標識） - 古物営業法施行規則第10条（行商従業者証の様式） - 古物営業法施行規則第11条（標識の様式）
審 査 基 準：
標準処理期間：30日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：